

ひとり親のご家庭へ大切なお知らせ

児童扶養手当について

「児童扶養手当」とは、次のいずれかに該当する児童について、父又は母がその児童を監護し、かつ、生計を同じにしている場合に支給されます。

- ◎父母が婚姻を解消した児童
- ◎父又は母が死亡した児童
- ◎父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ◎父又は母が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童
- ◎未婚の母の子等

（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。※児童が一定の障害を有する場合は20歳未満の者）
支払方法

4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

☆「児童扶養手当の」加算額が変わります☆

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が変更されます。

児童扶養手当 の月額

（平成28年8月から）

子どもが1人の場合	全部支給：42,330円 一部支給：42,320円～9,990円
子ども2人目の加算額	
定額5,000円 →	全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円
子ども3人目以降の加算額（1人につき）	
定額3,000円 →	全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円
※所得に応じて決定されます。	

増額の支給

平成28年8月から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、支給月である平成28年12月に支払われます。

☆児童扶養手当現況届について

毎年8月は『現況届』の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きとなります。対象者へは書類を郵送致します。

※児童扶養手当には所得制限等があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、役場子育て支援課にご相談ください。

ひとり親家庭医療費 助成事業について

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用（保険適用分）を助成します。
※入院時食事療養費については15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者

南部町内に住むひとり親家庭の父又は母及び児童、父母のいない児童等（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成条件

◎ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること（非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む）
◎同居している扶養義務者がいる場合（住民票上の世帯とは関係なく、同所同居者に3親等内の直系血族、兄弟姉妹がいる場合）は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限以下であること。

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

ただし、次の場合は助成対象となりません。

- ・生活保護を受けている者
- ・里親に委託されている者
- ・児童福祉施設等に入所している者
- ・重度心身障害者医療費助成制度を受けている者

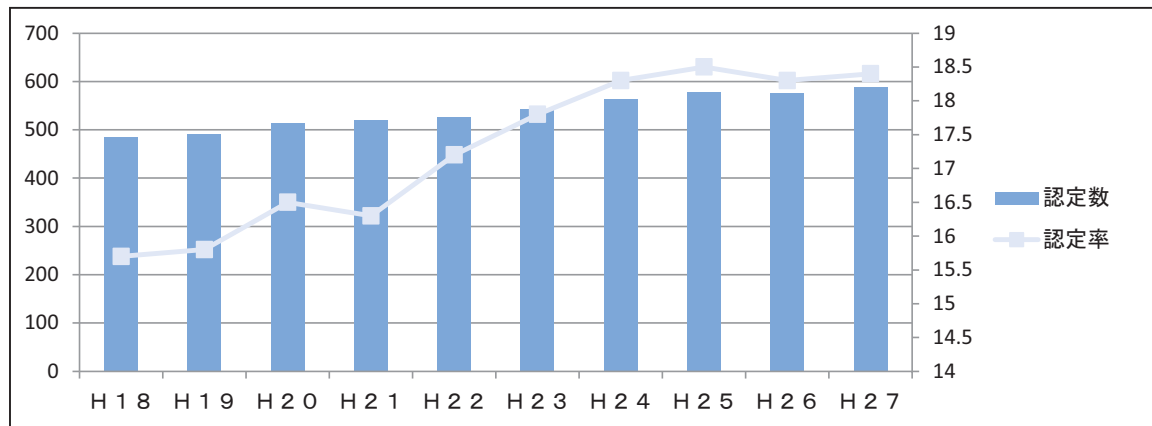
スマイルなんぶ通信

No.16

「なんぶ健康会議」に関わる課・組織が情報をお伝えします。今回の担当は「地域包括支援センター」です。

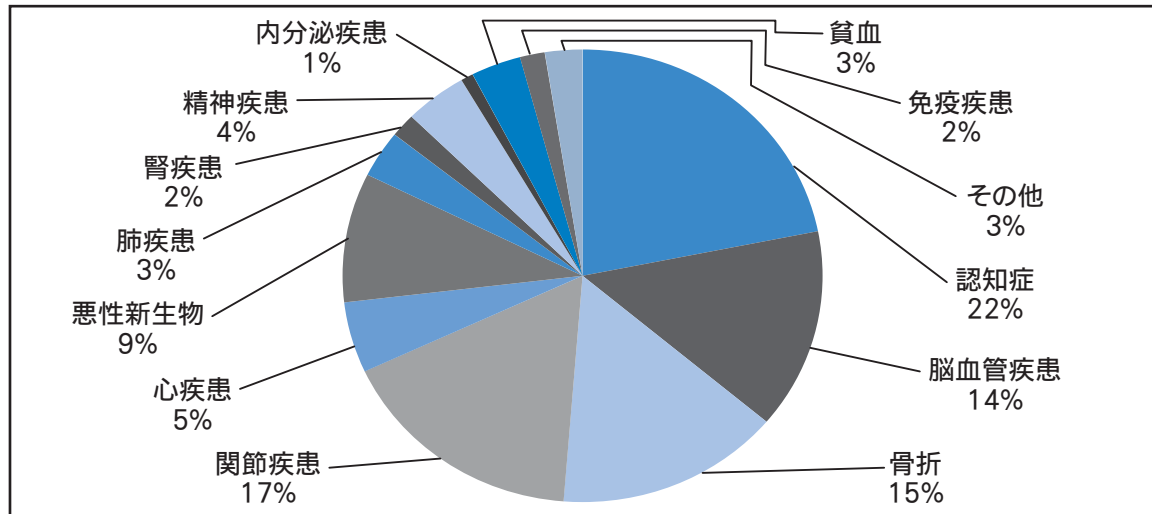
高齢者の様子

1. 要支援・要介護認定者数と認定率



要支援・要介護認定を受けている方は、平成 24 年までは増えていましたが、以降は横ばいに推移しています。

2. 平成 27 年度要支援・要介護認定を新規に申請した原因



申請の原因となった理由は、認知症、脳血管疾患、膝関節・脊椎管狭窄症などの筋骨格系の疾患、骨折によるものが多くなっています。40～50 歳の健康状態が 70～80 歳の脳の健康を左右するといわれており、若い頃からの生活習慣も大きく影響していると考えられます。



生活習慣病の予防、筋力の維持・運動習慣を継続することにより介護予防につながります。